

あさ暮らし移住・定住支援金交付要綱

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 朝倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、朝倉市に移住した者に対し、予算の範囲内においてあさ暮らし移住・定住支援金(以下「移住・定住支援金」という。)を交付することについて、朝倉市補助金等交付規則(平成18年朝倉市規則第44号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住支援金 移住1年目に交付する移住・定住支援金
- (2) 定住支援金 移住支援金の交付を受けた者で、移住支援金の交付申請後4年を経過した者が申請することができる移住・定住支援金

(交付金額)

第3条 移住・定住支援金の交付金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 移住支援金
 - ア 世帯の申請の場合 10万円
 - イ 単身の申請の場合 10万円
- (2) 定住支援金
 - ア 世帯の申請の場合 40万円(移住支援金の世帯の申請をし、交付を受けた者に限る。)
 - イ 単身の申請の場合 20万円

(移住支援金の交付対象者)

第4条 移住支援金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 移住元及び移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 住民票を移す直前に、連続して1年以上、朝倉市以外の市町村に在住していたこと。
 - イ 令和2年1月1日以降に朝倉市に転入したこと。

ウ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、就農希望者が福岡県の認定した教育機関等において研修を受講した場合は、当該研修の期間は算定に含めない。

(2) 年齢に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 単身の申請の場合にあつては、転入時において45歳未満であること。

イ 世帯の申請の場合にあつては、転入時において、主たる生計維持者が45歳未満であること又は主たる生計維持者が45歳以上であつて配偶者との合計年齢が90歳未満であること。

(3) 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 雇用期間の定めなく雇用されていること。ただし、官公庁以外への就業に限る。

イ 開業届等が受理され、就業する起業家であること。

ウ 農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けた者であること。

(4) 世帯に関する要件 世帯の申請の場合にあつては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請時において移住・定住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和2年1月1日以降に朝倉市に転入したこと。

(5) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加し、及び協力する意思を有していること。

イ 移住支援金の申請時から連続して5年以上、朝倉市に継続して居住する意思を有していること。

ウ 申請者を含む世帯員がいずれも、朝倉市の住民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。

エ 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ 福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業に係る朝倉市移住支援金の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

カ 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

キ 同一世帯に属する者が同一年度に移住支援金の申請をしていないこと又は申請する予定がないこと。

ク これまでに移住支援金の交付を受けていないこと。

ケ 申請の日の属する年度の1月1日に朝倉市に居住していること。

(定住支援金の交付対象者)

第5条 定住支援金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 移住支援金の交付を受けていること。

(2) 移住支援金の申請日から起算して、4年を経過していること。

(3) 移住支援金の申請日から定住支援金の申請日まで一度も朝倉市から転出していないこと。

(4) 就業に関して、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 雇用期間の定めなく雇用されていること。

イ 開業届等が受理され、就業する起業者であること。

ウ 農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けた者であること。

(5) 自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に継続して参加し、及び協力していること。

(6) 申請者を含む世帯員がいずれも、朝倉市の市税等の滞納がないこと。

(7) 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(8) 申請の日の属する年度の1月1日に朝倉市に居住していること。

(世帯要件の変更に伴う交付金額)

第6条 移住支援金の交付後に第4条第4号に掲げる世帯に関する要件に変更があった場合の定住支援金の交付金額は、次のとおりとする。

(1) 移住支援金の単身の申請をした者が世帯となった場合 定住支援金の申請は単身の申請とし、交付金額は20万円とする。

(2) 移住支援金の世帯の申請をした者が単身となった場合 定住支援金の申請は単身の申請とし、交付金額は20万円とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、あさ暮らし移住・定住支援金交付申請書（様式第1号）及び本人確認書類並びに第4条各号に掲げる要件を満たす場合にあっては、当該各号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出すべき書類等については、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(移住・定住支援金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住・定住支援金を交付することが適当と認めるときは、あさ暮らし移住・定住支援金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとし、移住・定住支援金を交付することが不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住・定住支援金の交付ができない場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定通知書を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、要件の変更等の事由により移住・定住支援金の交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(移住・定住支援金の交付)

第10条 市長は、決定者に対して、申請年度内に移住・定住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第11条 決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を受けるときは、あさ暮らし移住・定住支援金交付決定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第12条 市長は、再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにあさ暮らし移住・定住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第5号）により、決定者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、移住・定住支援金の交付要件等を確認するため、必要があると認

めるときは、申請者又は決定者に対し報告を求め、及び立入調査を行うことができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、移住・定住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用法人の倒産若しくは災害又は交付決定者の病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請又はその他不正な手段により移住・定住支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が移住・定住支援金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 決定者は、前項の規定により移住・定住支援金の交付決定を取り消された場合において、既に移住・定住支援金が交付されているときは、速やかに当該移住・定住支援金を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、移住・定住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年朝倉市告示第76-2号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のあさ暮らし移住・定住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住・定住支援金の交付を申請する者に対する移住・定住支援金について適用し、同日前に移住・定住支援金の交付を申請した者に対する移住・定住支援金については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年朝倉市告示第92号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のあさ暮らし移住・定住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住・定住支援金の交付を申請する者に対する移住・定住支援金について適用し、同日前に移住・定住支援金の交付を申請した者に対する移住・定住支援金については、なお従前の例による。